

保護者の皆様へ

## 「幼保連携型認定こども園」への移行について

社会福祉法人 正林寺福祉事業会 正林寺保育園  
園長 村田周治郎

残暑の候、保護者の皆様には、ご清祥のことと拝察しお喜び申し上げます。

さて、表題にもありますように、正林寺保育園は、平成29年度（来年4月）より「幼保連携型認定こども園」に移行します。「幼保連携型認定こども園」とは、学校教育と保育を一体的に提供する施設であり、認定こども園法に基づき「幼稚園」と「保育所」の両方の機能をあわせもちます。すなわち、保護者が働いている、いないに関わらず利用でき、保護者の就労状況が変化した場合でも、通い慣れた園を継続して利用することができます（3歳以上児）。0～2歳については、今まで通り保育所機能のみです。また、現行の保育に関しては、何ら変わることはありません。事務手続きに関しては、保育園との直接契約になりますので、若干の変更がありますのでご了承ください。

今後とも、保護者の方々が安心してお子さんを預けていただけるよう保育をしてまいりますので宜しくお願い致します。尚、このこども園は今まで同様豊橋市が条例に基づき認可された園であり正式名称は、

「社会福祉法人 正林寺福祉事業会 幼保連携型認定こども園 正林寺保育園」となります。

平成28年9月1日

<補 足>

今までの正林寺保育園との違いは？（3歳以上児）

「入園の条件」

現 行 : 就労、介護、病気などお子さんを家庭で保育できない証明がないと入園できない。

新制度 : 保護者が働いている(2号認定)、いない(1号認定)に関わらず、入園が可能です。また、保護者が働かなくなったなど、状況が変わった場合も、1号認定に変更して、通い慣れた園を継続して利用できます(3歳以上児)

「0～2歳児(3号認定)」 : 基本的に現状通りです。

今までどおり「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。(就労、介護、病気などお子さんを家庭で保育できない証明が必要です)

但し、桃組2歳児は、年度途中で3歳の誕生日を迎えた翌月より、1号2号認定の対象となります。

「保育料について」

現 行 : 豊橋市がその額を決定、市に支払います(保護者指定銀行で引き落とし)

新制度 : 豊橋市がその額を決定、保育園に支払います(ゆうちょ銀行で引き落とし)  
現行保育料の表を添付します。来年度も大きな変動はありません。  
教育認定(1号認定)については、給食費等が含まれておりません。

「入所の申込」

現 行 : 豊橋市に支給認定の依頼。市に入園申請(毎年)

新制度 : 豊橋市に支給認定の依頼。保育園に入園申請し利用契約を結ぶ(卒園まで)

1号認定(3歳以上児)は幼稚園部、2号認定(3歳以上児)及び3号認定(0～2歳児)は保育園部となりますが、お子さんの保育に関しては、区別はありません。同じクラスで、同じように保育(教育)、給食、おやつが受けられます。

その他、ご質問がございましたら園長までお申し出下さい。